

地域主権改革に伴う条例整備における市民参加条例の運用について

地域主権改革に伴い条例の制定又は改正を行う場合においては、地域主権一括法等や西東京市市民参加条例（以下「条例」という。）の目的を勘案し、次のような考え方で市民参加手続きを行うこととします。

1 市民参加手続きについて

地域主権改革に伴う条例制定等にあたっては、地域主権改革の本旨である地域の特性を生かした政策的な判断を行ったものであり、その判断について市民へ説明する必要があると判断しました。

そのため、条例第6条で規定する市民参加手続の対象事項のうち、同条第6号の「特に市民参加手続を経ることが必要と認められるもの」として、次の条例については市民参加手続を実施することとします。

「参酌すべき基準」と類型する条例

「標準」と類型する条例で本市の他条例との整合性等により独自の規定を設ける条例

2 条例委任の類型について

条例委任する場合の基準設定の類型としては、「従うべき基準」及び「標準」、「参酌すべき基準」の3つに類型されており、類型ごとの考え方は下表のとおりです。

	「参酌すべき基準」	「標準」	「従うべき基準」
法的効果	十分参照しなければならない基準	通常よるべき基準	必ず適合しなければならない基準
条例への反映（内容）	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない	法令の「標準」を標準とする範囲でなければならない	法令の「従うべき基準」に従わなければならない
許容の程度	法令の参酌すべき基準を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲で地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定めることは許容
市の判断	有り	一部有り	無し